

「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正（案）

平成 21 年 7 月 10 日
（下線部分変更）

新	旧
<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>(株式投資信託の買付及び解約の申込みの受付時限等)</p> <p>第 8 条 投資信託委託会社会員(投信法第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社である正会員をいう。以下同じ。)は、株式投資信託について次の事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 販売会社に対し、顧客の買付及び解約(買取りを含む。以下同じ。)の受付は、遅くとも午後 3 時までまでに締切ることを遵守するよう求めること</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成 21 年 12 月 30 日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 7 条 (同 左)</p> <p>(株式投資信託の買付及び解約の申込みの受付時限等)</p> <p>第 8 条 投資信託委託会社会員(投信法第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社である正会員をいう。以下同じ。)は、株式投資信託について次の事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 販売会社に対し、顧客の買付及び解約(買取りを含む。以下同じ。)の受付は、遅くとも午後 3 時(当該営業日が金融商品取引所において半休日の場合は午前 11 時とする。)までに締切ることを遵守するよう求めること</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>